

松山市人権啓発施策に関する基本方針
推進のためのスローガン

「『誇れる』人権尊重で笑顔に」

一人にやさしい、人がやさしいまち 松山

許せません！ 部落差別は！！

— 人権感覚を磨き、人権尊重意識を高めましょう —

2022年度 資料No.4

松山市役所 市民部 人権啓発課

同和問題と人権

— 部落差別のない社会へ —

京都府 同和問題研修用資料から引用



【同和問題】

- ・経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれる
- ・基本的人権の侵害(市民的権利と自由の保障が不完全)

【部落差別】

- ・日本社会の歴史的過程において形成された、身分階層構造に基づく差別

心理的差別

侮辱、交際の拒絶など

実態的差別

劣悪な生活環境、
低い教育文化水準など

部落差別の歴史を確認しましょう①

No.4

- ◆ 古来、人々は天変地異などの災いを「ケガレ」(＝日常が壊れたこと)と考えた。
⇒ 葬儀、法要、祭礼など、日常を回復する「キヨメ」が必要
- ◆ 「キヨメ」という「なにか特別なことに携わる人」への畏怖⇒ ケガレに関わる人に対する賤視へ
※鎌倉時代には多様な被差別民衆が存在
- ◆ 江戸時代の封建的身分制度の下、身分・居住地・職能は一体的に相続。生活全般にわたる差別を受けた。

決して許すことのできない
「賤視」と「差別」



部落差別の歴史を確認しましょう②

No.5

◆ 1871(M4)年:太政官布告(いわゆる「解放令」)

● 被差別身分の呼称は制度上廃止

⇒ 身分・職業ともに平民と同様とされた。

◆ しかし、

● 被差別身分であった人々への
差別・排除を解消する措置なし

● 行刑役に代わりに金銭での税負担へ

● 身分特有であった仕事への新規参入

⇒ 急速に生活が困窮化

「生活の困窮化」
ひどい仕打ちだ

これによる貧困が
新しい差別を生む



部落差別の歴史を確認しましょう③

◆ 1922(T11)年:「全国水平社」の創立(京都)
 差別からの解放は自らの手で戦い取らねばならない
 「人の世に熱あれ 人間に光あれ」

身分秩序意識
はなくならない

翌年、温泉郡
拜志村に
全国水平社
愛媛県本部
が置かれた



部落差別の歴史を確認しましょう④

No.7

- ◆ 1946(S21)年：日本国憲法成立・公布
第14条で法の下での平等を規定する
➡依然として部落差別が解消されないまま残存
- ◆ 1951(S26)年：「オール・ロマンス事件」
雑誌「オール・ロマンス」に掲載された小説に基づき、
京都市が被差別部落を劣悪な状況で放置していること
から、行政としての責任を糾弾

行政に対する糾弾闘争の原型

部落差別の歴史を確認しましょう⑤

No.8

- ◆ 1965(S21)年:「同和対策審議会答申」
➡「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明言
- ◆ 1969(S44)年:「地域改善対策特別措置法」
➡生活環境の改善、社会福祉の充実など同和対策事業を本格的に行う
- ◆ 1982(S57)年:「同和対策事業特別措置法」
- ◆ 1986(S61)年:「地对財特法」

差別解消、差別意識の根絶に至らない

「部落差別解消推進法」の制定

No.9

- ◆ 「部落差別の解消の推進に関する法律」
 - 2016(H28)年12月16日、公布・施行
- ◆ 現在もなお部落差別が存在する
- ◆ 情報化の進展により状況の変化が見られる
- ◆ 基本理念：部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより部落差別のない社会を実現する
- ◆ 施策として「相談体制の充実」「教育及び啓発」「実態調査」を規定

部落差別の現状と状況変化 ①

No. 10

◆ 身元調査（結婚差別、就職差別など）

- 2011(H23)年、大規模な戸籍謄本等の不正取得が発覚。結婚相手の身元調査にも使用
- 「部落地名総鑑」は回収・処分されたが、同和地区の所在地とされる情報がネット上に掲載

◆ 土地差別調査問題

- マンション開発での土地調査や不動産取引に当たって同和地区を識別

➤ 同和問題（部落差別）への忌避意識の現れ

部落差別の現状と状況変化 ②

No. 11

◆インターネット上での差別問題

- 同和地区や出身者に対する誹謗中傷
- 同和地区の所在地を特定する情報の掲載

情報化の進展に伴った
部落差別問題への早急な対応

今なお残る、部落差別の要因 ①

No. 12

◆ 慣習やしきたりをうのみにする意識

- 身近な慣習・しきたりの中にある「ケガレ」意識
(例:「清め塩」)

その慣習やしきたりは正しいですか



- 受け継いでいくべき伝統もあるが、その意味や影響を理解せず受け入れてしまうことで差別意識が残存

今なお残る、部落差別の要因 ②

No. 13

◆ 「家意識」や世間体を気にする意識

- 家柄や血筋を気にする人は結婚において同和地区出身者を忌避する意識が強い

二人の幸せが大事でしょう



(各地の人権意識調査)

- 家同士の「つりあい」や世間体を気にする社会の中で、同和地区出身者との結婚を忌避する意識は残存

今なお残る、部落差別の要因 ③

- ◆ 同和地区出身者と見なされることを避ける意識
 - 結婚において同和地区出身者を忌避するより、同和地区やその周辺に住むことを避ける意識の方がより強く現れる傾向（各地の人権意識調査）
 - 「そこに住めば、自分も同和地区出身者と「見なされる」かもしれない」という不安とリスク回避の心理によって、同和問題への忌避意識が強化



不安を払しょくしましょう

部落差別の解消に向けて前進を ①

No. 15

◆ 正しい知識を身に付ける

- 誤った知識・思い込みは問題解決を妨げる要因
- インターネットの普及により、差別を助長する情報、誤った情報に触れる機会も増加

▶ 私たち一人ひとりが、
教育・啓発に触れる機会を通じ、
正しい知識を得て、理解を深めることが重要

正しい
判断

部落差別の解消に向けて前進を ②

No. 16

◆ 自分にも関わりのある問題として考える

ダメ!!
無関心

- 差別の問題は、自分が「してしまう」かもしれないし、「出会う」かもしれない問題
- 差別の理由は、「される」側ではなく、「する」側にある、社会の多数派の価値観が作り出している
- 自分にも大いに関係のある問題として、差別を再生産しないため、学び、考え、行動につなげていくことが大切

部落差別の解消に向けて前進を ③

◆ 予断や偏見を持たずに人と接する

多様性
の受容

- 特定の属性による決めつけで、忌避し差別することは、多様な人々との交流の機会を失うこと
- 予断や偏見を持たずに人と接し、様々な人と豊かな関係を築くことは、人生を豊かなものにし、差別をなくしていくことにもつながる

まとめてみましょう ①

No. 18

- ◆ 同和問題は、特別措置法による対策などにより、着実に解決に向けて進展してきたものの、今なお存在する現実の課題
- ◆ 部落差別は、社会の多数派の意識や偏見によって再生産され、現在まで存続
- ◆ 差別は人が作り出したもの。私たちの手でなくすこともできるはず
- ◆ 差別的な出来事を見抜き、同調しないことによって、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる共生社会を実現



- ◆ 「共生社会」は、差別とは相容れない
- ◆ 部落差別解消法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法(いわゆる「人権三法」)は、差別意識の解消や合理的配慮の提供等を社会に要請するもの
- ◆ 差別や偏見による「生きづらさ」を解消し、だれもが能力発揮・幸福追求できるよう、様々な分野で積極的取組が必要



「部落差別を解消する」



「誇り」をもち、気高く生きる松山市民

No.20

そのための行動が

私たち松山市民に求められています

「差別を許さない」人権感覚

「差別の根絶」を実行する人権意識

今こそ！ 高めて参りましょう！！